

# 湯沢市消費生活センターだより

## 5月は**消費者月間**です

消費者保護基本法が昭和43年5月に施行、その施行20周年を機に昭和63年から毎年5月が「消費者月間」とされたことにより、全国的に消費者問題に関する啓発・教育などの事業を集中的に行っています。

消費月間テーマ

## “デジタルで快適、消費生活術” ～デジタル社会の進展と消費者の暮らし～



心配なとき、困ったときは、早めに相談を！

問 湯沢市消費生活センター（市役所本庁舎 1階）  
受付時間（平日） 午前8時30分～午後5時  
相談無料、専用相談室あります。 ☎ <sup>おほなし</sup>72-0874

土曜、日曜、祝日は「消費者ホットライン」局番なし188番（いやや！）でご相談を受け付けています。

「商品の購入や契約トラブル」「借金の返済」でお困りの方 ご相談ください



正しい使い方、サービスの仕組みを理解しないと、思いがけないトラブルに遭ってしまふことがあります。

情報を正しく判断し、必要なデジタルサービスを日常生活に上手に活用しましょう。

現在、市役所本庁舎1階市民ロビーで、消費生活パネル展を開催中です（5月19日（金）まで）。この機会に、身近な消費生活についてみんなで考えましょう。

